

第 85 号議案

豊後大野市国民健康保険条例の一部改正について

豊後大野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 26 年 11 月 28 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）の一部改正等に伴い、出産育児一時金の支給額について条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊後大野市国民健康保険条例（平成 17 年豊後大野市条例第 157 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「39 万円」を「40 万 4,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第 5 条の規定は、平成 27 年 1 月 1 日以後の出産に係る出産育児一時金から適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。